

令和3年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき令和3年度の健全化判断比率等を公表します。

健全化判断比率について

令和3年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

なお、各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれの計画に従って健全化を図ることとなります。

(単位: %)

	南伊勢町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.27	20.00
連結実質赤字比率	—	19.27	30.00
実質公債費比率	10.6	25.0	35.0
将来負担比率	54.9	350.0	

※実質赤字額及び連結実質赤字額がないため実質赤字比率及び連結実質赤字比率はありません。

【実質赤字比率】

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、その年の一般会計決算により生じた実質収支額(収入から支出を差し引いた額)がどの程度の割合になるかを示す指標です。収支決算が黒字の場合は「—」で表示されます。

【連結実質赤字比率】

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質収支額がどの程度の割合になるかを示す指標です。収支決算が黒字の場合は「—」で表示されます。

【実質公債費比率】

町の税金や地方交付税など毎年決まって入ってくるお金(経常的な収入)に対して、借入金(町債)の返済にあてた経費(公債費)がどの程度の割合になるかを示す指標です。一般会計、特別会計などすべての会計にわたり計算され、借金返済の負担が多すぎないかチェックすることができます。また、過去3か年の平均が「18%」以上になると新たな借り入れ(地方債の発行)に際し段階的に制約を受けることになります。

【将来負担比率】

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、借入金(町債)や債務負担(長期契約などにより複数年にわたり支払の予定があるもの)などすべての負担額から積立金(基金)などを引いた金額がどの程度の割合になるかを示す指標です。

【早期健全化基準】

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、知事に報告をしなければなりません。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければなりません。

【財政再生基準】

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。この財政再生計画も前述の財政健全化計画同様、議会の議決を経て定め、速やかに公表しなければなりません。また、この計画については、総務大臣との協議で同意を得られないと災害復旧事業等を除き、地方債の発行が出来なくなります。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し公表しなければなりません。

資金不足比率について

上下水道などの公営企業会計について、それぞれの実質収支額(収入から支出を差し引いた額)を料金収入などの事業規模と比較して指標化します。「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」と同様、資金不足が生じていなければ「ー」で表示します。

令和3年度においては、下表のとおり、資金不足が生じていないため資金不足比率はありません。資金不足比率が経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

会計名	事業の規模 (千円)	資金不足額・ 剰余額(千円)	資金不足比率 (%)
病院事業会計	838,995	208,398	—
水道事業会計	221,235	223,745	—
下水道事業特別会計	101,497	0	—
公共浄化槽事業特別会計	12,823	0	—

※資金不足額がないため資金不足比率はありません。

(資金不足額の場合は負数(△表示)となります。)